

京都市告示第 95 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 28 年 4 月 13 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	延 長	敷地の幅員
上賀茂緯442号線	北区上賀茂六段田町7番地の2地先から同町7番地の10地先まで	メートル 120.30	メートル 6.00 ~ 12.05
洛北第二経26号線	左京区岩倉南河原町206番地地先から同町211番地地先まで	46.00	5.97 ~ 12.00
洛北第三経25号線	左京区岩倉幡枝町2477番地地先から同町2467番地地先まで	105.10	6.00 ~ 12.04
洛北第三経26号線	左京区岩倉幡枝町565番地の1地先から同町565番地の16地先まで	137.00	4.00 ~ 12.00
山科西野山緯75号線	山科区西野山中鳥井町114番地の18地先から同町107番地の1地先まで	13.40	6.01
上鳥羽経91号線	南区上鳥羽南村山町55番地の3地先から同区上鳥羽鍋ヶ淵町1番地の1地先まで	145.40	6.00 ~ 9.64
上鳥羽緯97号線	南区上鳥羽鍋ヶ淵町1番地の7地先から同町1番地地先まで	48.00	4.01 ~ 7.60

吉祥院経67号線	南区吉祥院長田町1番地地先から 同区吉祥院石原東之口21番地の1地先まで	224.60	7.06 ~ 14.03
太秦経233号線	右京区山越東町6番地の1地先から 同町6番地の7地先まで	48.50	6.02 ~ 10.10
西京極110号線	右京区西京極中溝町2番地の14地先から 同町2番地の49地先まで	108.40	6.00 ~ 12.00
石田経33号線	伏見区石田内里町43番地の39地先から 同町43番地の8地先まで	76.80	6.00 ~ 11.70
久我経103号線	伏見区久我西出町11番地の508地先から 同町11番地の519地先まで	128.40	6.00 ~ 10.60
久我経106号線	伏見区久我御旅町10番地の96地先から 同町10番地の94地先まで	107.40	6.00 ~ 12.30
久我経107号線	伏見区久我石原町8番地の147地先から 同町8番地の144地先まで	157.20	6.00 ~ 12.00
久我緯107号線	伏見区久我御旅町10番地の104地先から 同町10番地の110地先まで	42.70	6.01 ~ 12.00
深草経214号線	伏見区深草大亀谷六躰町45番地の5地先から 同町44番地の1地先まで	78.80	6.00 ~ 11.70
淀221号線	伏見区淀美豆町1223番地の2地先から 同町872番地の1地先まで	113.30	10.01 ~ 11.00

(建設局土木管理部道路明示課)